

番号
平成 年月日

国土交通大臣様

上三川町地域公共交通会議
栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

会長 青山 誠邦

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書（案）

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

※協議会が申請する場合は、住所、代表者氏名及び印は省略することができる。

別添

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

1) 目的

- ① 高齢社会に対応すべく、「高齢者等が必要とする」、「高齢者等が利用しやすい」地域公共交通の整備を図る。
- ② 町内すべての地域で公共交通を利用可能にし、公共交通不便地域の解消を図る。
- ③ 既存の路線バス等と接続することにより、路線バスの利便性向上及び地域公共交通の利便性確保を図る。

2) 必要性

マイカーの普及等により公共交通の利用者が減少している一方で、高齢者等の中には、通院や買い物などの移動手段として公共交通を必要としている町民も少なからず存在する。今後、高齢化社会の進展により、公共交通に対する要望も増加、多様化することが想定され、町の第6次総合計画後期基本計画において、重点テーマの1つに「道路交通網の整備」を掲げ、公共交通の充実を求める町民ニーズへ対応するための取り組みを進めることとしている。

このような中、平成20年3月から運行を開始した巡回バスの利用者数が、1日26人程度と低迷していたことから、巡回バス運行契約終了後（平成25年3月～）の本町における公共交通のあり方についてアンケート調査を実施し、総合的な検討を重ね、上三川町地域公共交通整備計画を策定した。この計画に基づき、「巡回バス」に代わり、本町の実態に即した長期的で持続可能な地域公共交通システムとしてデマンド交通を選定し、平成25年3月1日から運行を開始した。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

【目標】

- ① 高齢者等の通院のための移動手段を確保する。
- ② 高齢者等の買い物のための移動手段を確保する。
- ③ 町内の地域公共交通サービスの平準化による交通不便地域を解消する。
- ④ 町内はもとより、隣接する市の病院や商業施設等への移動手段を確保する。
- ⑤ 一日あたり50人分の移動手段を確保する。

【効果】

本事業の実施により、次のような効果が期待できる。

- ① 町民が広く「デマンド交通」を利用することによる公共交通の利用者数の増加と運賃収入の増加。
- ② 自動車を利用出来ない高齢者等が必要とする公共交通サービスの継続的な提供。
- ③ 高齢者等の外出機会の増加と社会参加や交流の促進、並びに「引きこもり」の減少や身体的、精神的な健康の維持・増進。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表 1 のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
別添の表 2 のとおり
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
関東交通株式会社
6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
補助対象事業者が活性化法法定協議会ではないので記載せず
7. 別表 4 及び別表 4－1 の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず
8. 別表 4 及び別表 4－1 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず
9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
別添の表 5 のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性
車両を取得しないので記載せず

1 1. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両を取得しないので記載せず

1 2. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

車両を取得しないので記載せず

1 3. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

車両を取得しないので記載せず

1 4. 協議会の開催状況と主な議論

平成24年2月22日 平成23年度第2回地域公共交通会議開催。
上三川町地域公共交通整備計画を承認。

平成24年5月29日 平成24年度第1回地域公共交通会議開催。
地域内フィーダー系統確保維持計画を承認。

平成25年4月25日 平成25年度第1回地域公共交通会議開催。
地域内フィーダー系統確保維持計画を承認。

平成26年6月11日 平成26年度第1回地域公共交通会議開催。

1 5. 利用者等の意見の反映状況

上三川町地域公共交通整備計画策定にあたってアンケート調査及びパブリックコメント、また、デマンド交通運行開始後にアンケート調査を実施。

意見集約の方法	期間	備考
アンケート調査	H23. 4～H23. 5	回収率 70. 3% (1,406件／2,000件)
パブリックコメント	H23. 12. 19～H24. 1. 17	1件
アンケート調査	H25. 9	回収率 69. 5% (695件／1,000件)

上三川町地域公共交通会議の委員に住民の代表として上三川町自治会長連絡協議会の代表を委嘱。

16. 協議会メンバーの構成

上三川町地域公共交通会議 メンバー

構成員	構成員名称
町長又はその指名する者	副町長
一般乗合旅客自動車運送事業者	関東自動車（株）
一般乗用旅客自動車運送事業者	関東交通（株）
栃木運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局栃木運輸支局
住民又は利用者の代表者	上三川町自治会長連絡協議会代表
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	栃木県交通運輸産業労働組合協議会
道路管理者又はその指名する者	宇都宮土木事務所 上三川町都市建設課
下野警察署長又はその指名する者	下野警察署
その他町長が必要と認める者	栃木県県土整備部交通政策課 上三川町社会福祉協議会

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例措置を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標

地域協働推進事業計画の認定を受けていないため記載せず

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成27年度

(九)

1. 地域内フイーター系統の基準適合」は地域内フイーター系統を記載する場合のみ記載する。
 2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フイーター系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとのように接続を確保するかについて記載する。
 3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
 4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成28年度

(九)

1. 地域内フイーター系統の基準適合」は地域内フイーター系統を記載する場合のみ記載する。
 2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フイーター系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
 3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
 4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成29年度

(九)

1. 地域内フイーター系統の基準適合」は地域内フイーター系統を記載する場合のみ記載する。
 2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フイーター系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとのように接続を確保するかについて記載する。
 3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
 4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	上三川町
------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	31,617
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

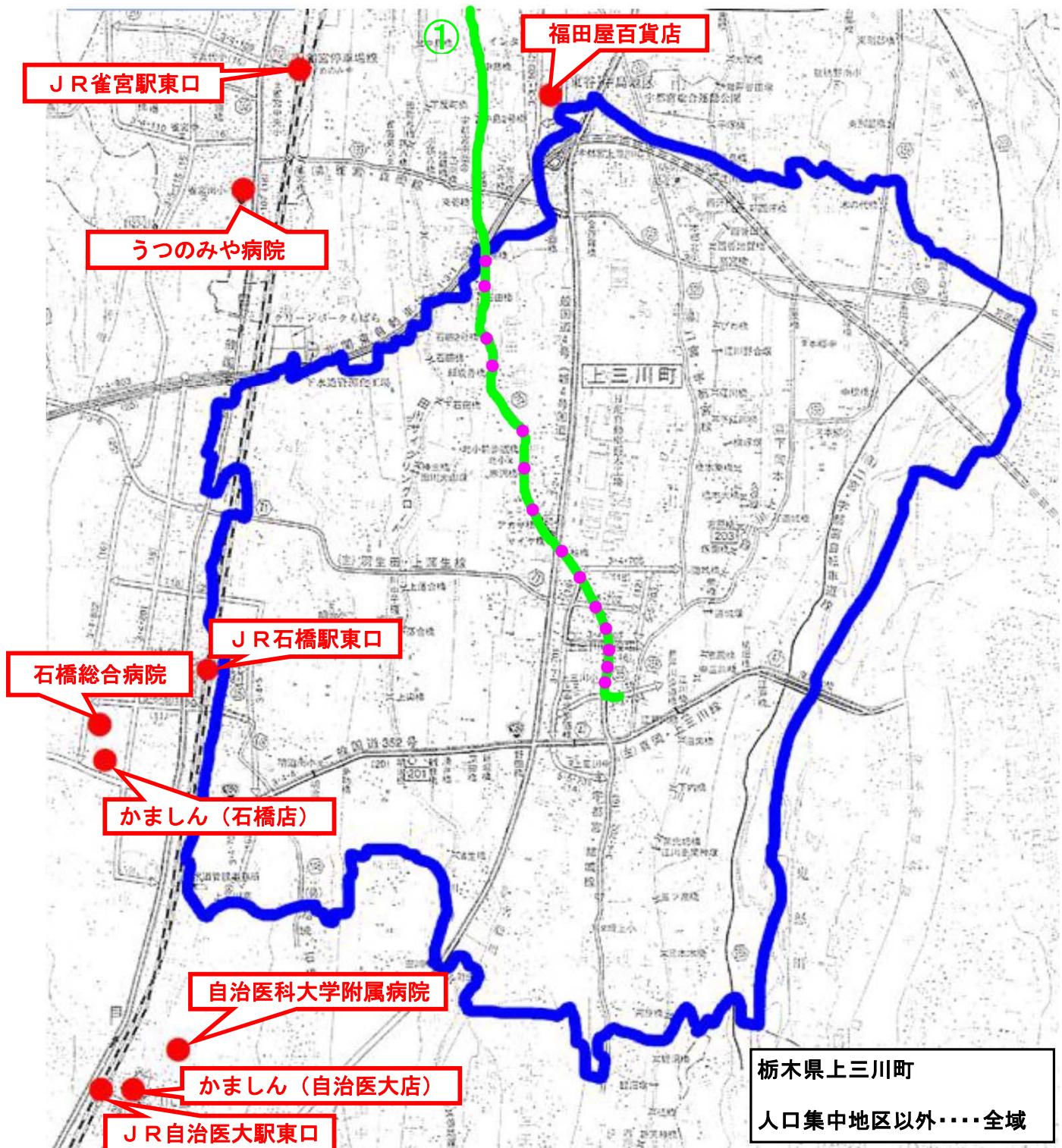
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)(12))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表1・表5 添付資料



凡例

— 幹線系統

① 関東バス(駒生営業所～上三川車庫)

— 行政区域境

● 幹線系統バス停留所(上三川地域内)

● 区間運行場所(×9) 宇都宮市 JR雀宮駅 福田屋百貨店 うつのみや病院

下野市

JR石橋駅
JR自治医大駅

石橋総合病院
自治医科大学附属病院

栃木県上三川町

人口集中地区以外……全域